

**日本の公的保険証をお持ちでない外国人患者さまの診療単価の設定について
(お知らせ)**

2020年5月1日より、日本の公的医療保険に加入していない外国人患者さまの診療については、下記のとおり、診療単価を設定しましたのでお知らせします。

記

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1. 対 象 | 日本国籍を有さず、日本の公的医療保険に加入していない方 |
| 2. 対象区分 | 中電病院に係る医療費 |
| 3. 診療単価 | 厚生労働省が告示している保険診療報酬点数1点につき20円 |
| 4. 適用時期 | 2020年5月1日(金) |

2020年5月 中電病院長